

翌年度も継続して事業を実施する場合の取扱

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金は、原則、単年度で完了する事業を対象としています。単年度では事業全体の完了が困難であり、下記の要件を満たす場合に限り、令和7～8年度の該当計画分に対する補助申請を可能とします。

なお、令和８年度における補助事業の実施は、神奈川県議会における令和８年度当初予算案の議決が条件になります。そのため、令和７年度中の交付決定をもって、令和８年度の補助金交付を確約するものではないことにご留意ください。

- ・ 発電出力が 100kW 以上であること。
- ・ 令和 7 年度中に事業着手し、令和 8 年度中に事業完了すること。
- ・ 交付申請前に、全事業期間の事業費、各年度に実施する工事を明確に区分した工程表及び各年度の発生する経費がわかる書類を提出の上、県に事前相談すること。

(1) 申請前に、必ずご相談ください。

相談連絡先 050-2030-2713

- (2) 事前相談時に申請内容を協議した上で、協議内容のとおり各年度に交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施する必要があります。
- (3) 令和８年度に、事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となります。（令和８年度の交付申請の有無に関わらず、事業の完了は必ず報告してください。）

[illegible]

[交付決定額（補助額）の算出について]

- ・ 工事の進捗割合（補助事業に係る工事及び支払いが完了した部分の割合）に応じて補助額を決定します。
- ・ 工事の進捗割合は、補助事業全体の費用に対する完了した工事の費用の割合をもとに％単位（小数点以下切捨て）で算出します。
- ・ 当該年度に支払いが完了した補助対象経費部分の金額を当該年度の補助額の上限とします。
- ・ その他、詳細については事前相談時に協議の上、決定することとします。

[補助金の支払について]

- ・ 補助金の支払額は、交付決定額及び補助事業に係る支払いが完了した金額を上回ることはできません。
- ・ その他、詳細については適宜協議の上、決定することとします。